

城陽市廃棄物減量等推進審議会会議録

会議名 城陽市廃棄物減量等推進審議会

日時 令和5年（2023年）6月6日（火）9：55～11：20

場所 市役所2階 第1会議室

出席委員 山川会長、北川副会長、栗山委員、生駒委員、下村委員、一井委員、
並川委員、渡邊委員 以上8名

欠席委員 なし

事務局 森田部長、堤次長、成田課長、谷口館長、伊庭係長 以上5名

傍聴者 なし

次第

1. 開会

2. 市側あいさつ

3. 会議内容

(1) 城陽市の一般廃棄物処理状況（令和4年度実績）について 資料1

(2) (仮称) 城陽市ポイ捨て禁止条例（骨子案）について 資料2

(3) その他

4. 閉会

1. 開会

事務局 定刻前ですが、始めさせていただきます。

委員の変更がございました。

委員 新委員あいさつ。

事務局 ありがとうございます。

事務局において、変更がありましたので報告させていただきます。

本日の欠席者はございません。8名の委員に出席いただいておりますことから、城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第23条第6項で規定する会議の開催要件を満たしていることを報告いたします。

配布資料の確認をお願いします。

2. 市側あいさつ

森田部長あいさつ

会長 ありがとうございます。

3. 会議

(1) 城陽市一般廃棄物処理状況（令和4年度実績）について

会長 それでは次第3、(1)城陽市の一般廃棄物処理状況（令和4年度実績）について説明を、事務局から受けたいと思います。

事務局 （事務局より資料に基づいて説明）

会長 ありがとうございます。説明いただきました。ただ今の説明で何かご質問ご意見等ございませんか。

委員 フードドライブの受付後のルートを伺います。

事務局 市の単独ではなく、京都府が府社協に委託されている事業の枠組みを活用させてもらっています。食品は分類ごとに仕分けを行い、社会福祉法人「青谷学園」に持込み、その後子ども食堂等に引き渡しされています。

委員 賞味期限についてはどうですか。

事務局 賞味期限が切れたもの、近いもの及び諸条件に合わないものは除いています。

会長 取組の状況と仕組みを詳しくお聞かせください。

事務局 回収拠点数は令和2年度にコミセン6か所でスタートし、令和3年度はコミセン6か所と京都中央信用金庫4支店からお声がけをいただき計10か所となりました。令和4年度は他の金融機関にお声がけを行い計28か所となりました。次に、運搬と仕分けは衛生センター職員で行い、市の公用車で青谷学園まで持込み青谷学園が各登録団体に情報発信し、各団体が受取りに行きます。

会長 回収期間をお聞かせください。

- 事務局 毎年10月初旬の食品ロス削減推進月間に合わせて1週間実施しています。
- 会長 金融機関との連携は珍しいと思います。大切な取組ですので、食品スーパー等の連携も深めていただき、拡充していただきたいと考えます。
併せて、フードドライブの取組みが、賞味期限が切れたら食べられないという意識の形成につながらないように注意して、そもそもの食品ロスをなくす取組啓発もお願いします。
- 会長 資料のデータ等が見やすく分かり易くなってありがたく思います。
目標とのギャップが分かり易いように下部部分を省略していますが、場合によっては錯覚を起こす可能性がありますので、最初に注意書きがあればと感じました。
他に、何かありませんでしょうか。
- 委員 城陽市に子ども食堂は何か所あるのですか。
- 事務局 城陽市内の箇所は把握していません。以前青谷学園に尋ねたところ、伏見区から井手町までの地域で十数か所の登録団体に引き渡していると聞きました。
- 会長 京都府全体の事業なので、地域割りされていると思います。
他に、何かありませんでしょうか。
燃やすごみの中の動・植物厨芥が令和3年度に増加していますが、測定回数や理由がわかればお聞かせください。
- 事務局 測定回数ですが、2か月に1回、年6回行った平均値となります。調査は城南衛生管理組合クリーン21長谷山という可燃の処理施設で実施していますが、この施設には他市町のごみや事業系の一般廃棄物も搬入されますので、城陽市単独や家庭系だけの数値とはなりませんので、令和3年度になぜ上がったかの分析は難しいと考えています。
- 会長 サンプリングの方法と2年度と3年度の増減の理由を委員さんお聞かせください。
- 委員 先ほどの説明のとおり、隔月で実施しており、別の隔月はクリーンパーク折居の施設で宇治市と久御山町のごみをサンプリングしています。
サンプリングの量は1回に200kg程度だったと思います。方法は四分法で行っています。しかしながら、サンプリングの取る物や時期、場所によってバラつきが出てしまうことは考慮する必要があります、ご質問の増減の理由について明確な回答ができないことはご理解ください。
- 会長 わかりました。この時期はコロナ禍の影響の中ですので、より複雑な要因も考えられますね。ただ、6回の平均を取っていると、厨芥類の割合はかなり大きいのでわりと安定しているのではと推測する中で1割という数値は割と大きい差だと感じたものです。今後も、施設の方でもこの指標を注視していただくよう、依頼いただければと思います。
他に、何かございませんか。
ないようですので、次の議題に移りたいと思います。

会 長 (2) (仮称) 城陽市ポイ捨て禁止条例 (骨子案) について事務局より説明をお願いします。

事務局 (事務局より資料に基づいて説明)

会 長 ありがとうございます。事務局より説明いただきました。

何かご質問やご意見等ございませんか。

委 員 私の住んでいる地域はキャンプ場などが多く以前はごみが散乱していました。現在はほとんど無く、どうしてかなと思っていると、早朝からほぼ毎日シルバー人材センターの方たちが回収されていました。禁止条例やボランティア、地域活動も大事と思いますが、それプラス何らかの回収方法、費用は掛かるがシルバーさんを活用するなどした施策を実施した方がよりきれいな街づくりができるのではと考え、そういった議論があればと考えます。

あと重点区域とありますが、どういった区域をお考えなのかをお聞かせください。

事務局 この条例目的は、まずごみを捨てさせないことを第一、基本としています。先ほどのようなご意見の取組方法も検討する必要はあると考えますが、条例を周知徹底していくことを最優先にしていきたいと考えます。

次に重点区域について、当初はポイ捨ての多い場所を考えていましたが、多くのご意見をふまえ、まずは場所を指定せず状況を注視し、指導や啓発を継続的に取り組んでも改善されない場所のほか、アウトレット等の多くの方が来訪される場所を環境美化維持の目的から設定する方向で検討しているところです。きれいなところを維持していくことを基本と考えています。

会 長 きれいなところを維持していくということは大事ですね。

他の委員のみなさんどうでしょうか。

委 員 住んでいる住宅区域は、年1回、団体のクリーン活動を実施いただいておりますが、住宅地はきれいですが、人目のないところ茂みの中などで持ち運べない機械や考えられないものが捨てられています。

一番多いのがペットボトルですね。マスクも多いです。やはりごみ拾いに参加してポイ捨て状況を身をもって感じる事が大事だと思います。

委 員 自治会内の公園で、草刈りされてきれいな公園と草が繁茂している公園があります。やはり汚い公園の方がごみ捨てされやすいですね。公園の管理は市なのか、自治会なのかどちらでしょうか。

委 員 私の自治会は、7月、8月にシルバーさんに草刈りや木々の剪定を委託されています。それ以外は1か月に1回に班で公園の掃除をしています。

委 員 私の自治会は、古墳が多いので、そこは市の管理部署が維持管理されています。仕事上他の地域に行きますが、公園によってきれいなところとほったらかしのところを見ますと、やはりほったらかしのところはごみが多く捨てられています。人間の心理ですね。シルバーさんにごみを回収してもらおうのも必要かと思いますが、そのことよりももっと人の心の醸成ですね、子供の頃からの道徳心の養成や

地域の中高生をまきこんで実際のごみ拾いを体験させるなどの取組が大事と考えます。

会 長 ありがとうございます。公園管理と学校の清掃等の取組状況及び市の取組をお聞かせください。

事務局 市の公園は管理課が所管しています。年1～2回の草刈り清掃は管理課が業者に委託して行っていますが、それ以外の日々の維持管理は各自治会にお願いされています。学校等は6月のクリーン活動に合わせて取組されていると聞いています。市については、同じく6月の市内一斉クリーン活動等で実施しています。

事務局 6月は環境月間という位置付けで、環境課から市内各事業所や各自治会に清掃活動の依頼を呼び掛けています。学校関係については、年2回、各校区の団体から自治会、保護者、子どもに向けて清掃活動に参加しましょうという日を設けて活動いただいています。

事務局 公園の日常的な草やごみの管理は各自治会にお願いしています。ただ、公園の規模によりますが、年1～2回、草や剪定枝の清掃を管理課で実施しています。この条例制定を機に、学校を含めた市全体に活動の機運が高まっていくようにしていきたいと考えます。

会 長 今までの「街をきれいにしましょう」という啓発に加えて、「海をプラスチックで汚さないようにしましょう」と新しい軸が出てきています。そのことを市の方から学校や地域の方に写真等を活用して、とても大切な取組だと周知をしてほしいと考えます。

委 員 重点区域はまだ設定しないと聞きましたが設定の際は、基本的には不特定多数の人がたくさん集まる場所を中心に考えるべきだと思います。

定義の項でポイ捨てごみの種類が述べられています。これは、他の自治体を参考にしたのか、ポイ捨ての量が多いものを代表例示されているのか。また、他の自治体も定義としてこのように例示されているのかお聞きします。

次に過料が適用できるのは重点区域で指導に従わなかった場合、重点区域以外では、指導、勧告、命令へといき命令に従わない場合は過料を科すとなっています。具体的に現場で反則切符を切るとなると職員の負担、トラブル等大変ではと推測しますが、その辺の徴収の仕方の工夫についてお考えをお聞かせください。

事務局 重点区域の設定はご意見を参考に検討させていただきます。定義については、目的にありますように海洋プラスチック問題に絡むペットボトル及びレジ袋、ポイ捨ての代表的なものを初めに例示しました。

次に過料の適用について、具体的な方法までは検討できていません。他の先行自治体を調査していきます。ただ、過料はあくまで抑止効果であって、適用が目的ではないということを基本としていきたいと思えます。

会 長 過料と罰則の違いが判りづらいと思えます。委員から専門のご意見、ご説明を頂けますか。

- 委員 罰則は刑罰なので懲役や禁固等で警察に告発が必要となります。ただ告発しても立件までは難しいものです。過料は軽い行政罰となり職員が現場を押さえると摘要していける場合もあります。京都市もタバコ等のポイ捨てを指導員に委託して実施されていましたが、トラブルをよく聞きました。できている自治体もあると聞いていますので、調査されてみてはと思います。抑止効果を狙うのであれば過料が本当に科せられるという実効性も必要であると思います。
- 会長 よくわかりました。過料が適用されますよという抑止力が大事ですね。他の自治体の調査もお願いします。
- 委員 自宅の前に自動販売機が設置してあるのですが、飲料後の容器がいつも一杯であふれてごみの発生源となっています。そういったことに対し、どのような対応をお考えなのかお聞かせください。
- 事務局 自動販売機設置の業者指導について、どこまで行政が指導できるのか、そういった権限があるのか、他の先行自治体を調査し検討していきますが、今考えますところでは、強制力はないのかなと思います。ただ設置業者や管理者には不適切な管理の現状を報告して環境美化に努めるようお願いしていきたいと考えています。
- 会長 設置場所によって行政指導された自治体事例を聞いたことがあります。道路にはみ出していると道路交通法違反で指導するといった事例です。ごみがあふれて散乱につながることを抑止的な意味で、設置管理者に責務や義務化は可能ではと思います。
- 将来的な話ですが、例えば IoT で遠隔監視してごみがあふれる前に回収できるような回収ボックスの設置義務化など、機能する管理体制を考えてみてはどうかと考えます。
- 委員 以前、新聞記事で宇治市の犬フンの周りにチョークで印を付けるイエローチョーク作戦が掲載されていました。その作戦で市民のマナー向上、意識改革ができたのかどうかは把握していませんが、条例を策定する前にそういったアプローチがあってもいいのではと思います。
- 事務局 宇治市が実施された後、本市でも実施した経過があります。チョークで丸印が付いているので道路上で目立ち放置した飼い主に回収してもらいやり方です。一定数回収があったのですが、飼い主が回収したのか見かねた地元の方が回収したのかが不明です。印をつけた場所に再度確認に行く2度手間と2回も現場に来るなら犬フンを回収してほしいなどのご意見が市民からあり、飼い主への指導効果が不明なのと合わせて1年のみの実施としました。
- 会長 効果測定が難しいということですね。犬フンの減少は不明ですか。
- 事務局 減少したと聞いています。
- 委員 ほとんどの飼い主はフン回収袋やバックをお持ちです。マナー意識のある飼い主は、多くなったと感じます。啓発看板の効果もあると考えます。

- 事務局 徐々にですが以前に比べてモラル向上ができていていると考えています。
- 委員 さらにモラルのある方は、ペットボトルの水でオシッコを流している方を最近多く見受けます。
- 委員 夜間は暗いのと畑などは人目がないのでポイ捨て、不法投棄が多いです。タバコは同じ人がくり返されます。通勤中にポイと捨てていきます。最近は減りましたが、お酒のビンを同じ所に放置される方もいました。条例に期待します。
- 会長 同じ人で同じルートでしたら、一定の特定した指導効果は期待できますが、不特定多数の方が投棄される場合は、また違った指導アプローチが必要と思います。
- 委員 条例も大事ですが、看板設置などの啓発も重要と思います。今後インバウンドの増加にどう対応するかですね。
- 会長 条例はひとつのメッセージというイベントですので、それに合わせていろいろ行わないと効果がないように思います。
定義の項ですが、ペットボトル等とたくさん「等」が付けられていますが、こういう表記は他の自治体も使われているのでしょうか。
- 事務局 他の自治体はあまり使われていないように記憶しています。ひとつひとつを挙げてゆくと長くなり本来訴えたいことが伝わらない恐れを懸念したのと、視覚的にも感じていただきたいという思いがあり、それぞれをある程度のカテゴリーということであえて「等」という表記を入れています。
他の法令関係で「等」という表現を連発しているものもあると聞いています。今の段階でこういう表現でまとめられないかなと考えていますが、条文作成時には、市の法令関係部署とも協議していきたいと思っています。
- 会長 わかりました。
ポイ捨てというのは使い終わった何かが手元にあって邪魔だから捨てるというのが基本的な心理だと思います。邪魔になったものをカバン等に入れ運べる環境になっていけばポイ捨てせずに済みますが、そういったものがなければずっと手に持っていなければならないため、かなりの負担です。
ポイ捨てを減らすためには、手間がかからない、かさばらない形で運べるような状況を事前に作ってもらわないと減らしにくいというのがあるのかなと思います。
地元の方に対しては、条例をアピールしやすいですが、観光客などたまに訪れる方にアピールするのは難しい面がありますので、どうアピールするのか。どういった広報、啓発が有効なのか多方面からの行動変容的アプローチを考える必要があるのではと思います。
重点区域について、過料の掛け方が違うだけで他に違いはないのですか。
- 事務局 はい、違いはないです。
- 会長 たとえばシルバーさんに委託して監視員をつけるとか、条例だけでなくトータルで重点区域を実質的に重点化して削減できるかを考える必要があると思います。重点区域ですよだけでは変わらないと感じます。

他に、何かございませんか。

ないようですね。

会 長 それでは、(3) その他に移ります。

事務局、何か、ありますか。

事務局 審議会の任期について、今年11月3日までとなっています。今後、改選に伴う事業所や団体等の推薦依頼の事務手続きを予定していますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上です。

会 長 他に、何かございませんか。

ないようですので、議題すべて終了とさせていただきます。

事務局にお返しします。

事務局 本日は委員の皆さん真摯に議論いただき誠にありがとうございました。

終了とさせていただきます。